

日常生活用具種目一覧表

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	<small>じょくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円
	エアーマット	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で寝返りができない等、自力では除圧動作ができない者	<small>じょくそう</small> 褥瘡の防止のためのものでエアーマット及び送風装置からなるもの(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。)	82,400 円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者(児)を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円

日常生活用具種目一覧表

自立生活 支援用具	入浴補助 用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000 円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850 円
	T字状・棒 状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,683 円
	移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円 (手すり 5,400 円)
	頭部保護 帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの (1) スポンジ及び革を主材料としているもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	(1) 15,656 円 (2) 37,852 円
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円
	火災報知 器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者。ただし、	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円

日常生活用具種目一覧表

	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で18歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000 円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円
	車いす(貸与)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(補装具として交付されるまでの期間)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	無料
	緊急通報用電話機(貸与)	4級以上の障害者で、独り暮らし又は独り暮らしに準ずる者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	無料
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)で、必要と認められる者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000 円
	電気式たん吸入器			56,400 円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)		17,000 円
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円

日常生活用具種目一覧表

	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	18,000 円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	呼吸器機能障害の身体障害者(児)で人工呼吸器を常時必要とする者又は医師により必要と認められた重度の身体障害者(児)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500 円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800 円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピュータ一周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000 円
			上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイスティック等	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)身体障害者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円
			視覚障害者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。	
(1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製			(1)標準型 ア 10,712 円 イ 6,798 円	
(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製			(2)携帯用 ア 7,416 円 イ 1,699 円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100 円	

日常生活用具種目一覧表

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	89,800 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	115,000 円
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円
地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上。原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000 円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	触読式
			10,300 円
			音声式
			13,300 円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの	71,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900 円

日常生活用具種目一覧表

	人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障害で人工内耳埋込術を受け、現在装用している装置が5年以上経過している者(両耳装用の場合は2個まで支給のできるものとする。)	障害者が容易に使用し得るもので、医療保険の対象とならないもの	800,000円
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	笛式 8,343円
			電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203円
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円
	点字図書	一般図書の購入価格相当額		
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製若しくはプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,858円
			畜入袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で、高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円

日常生活用具種目一覧表

	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円 女性用 普通型 8,755 円 簡易型 6,077 円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者で、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円
その他支援用具	座位保持用いす	重度心身障害者(重度心身障害者児を含む。)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	45,000 円
	立位保持用机			30,000 円
	移動介助用いす(室内)			30,000 円
	移動介助用いす(戸外)			30,000 円
	腰掛便器			30,000 円
	洋式便器			30,000 円
	排便補助器			30,000 円
	簡易収尿器			30,000 円
	頭部保持器			30,000 円
	走行器			30,000 円
	浴槽(移動用)			30,000 円
	食器固定装置(皿、保温食器、スプーン等)			30,000 円
	介助用被服類			30,000 円
	簡易訓練用器具類			30,000 円
	簡易自助用具類			30,000 円
	幼児用補聴器(両耳装用)	3歳未満の難聴のある幼児		30,000 円
その他市長が特に必要と認めるもの				

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に

日常生活用具種目一覧表

準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。